

平成18年 10月から

1 高齢者(現役並み所得の方)の自己負担が変わります

70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得の方(老人保健対象者も含む)の自己負担割合が変わります。

【参考】現役並み所得者：課税所得145万円以上の高齢者

現役並み所得となる世帯の収入 (平成18年8月から)	
夫婦2人世帯	520万円以上 (年収ベース)
単身世帯	383万円以上 (年収ベース)

※詳細は、今後、政令等で定められます。

国保と老人保健の一部が変わります

今回の改正は、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものにするために、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保するためのものです。

2 医療費の1ヶ月の自己負担限度額が引き上げられます

70歳未満の方

平成18年10月から

上位所得者 (月収53万円以上*)	150,000円+ 【医療費-500,000円】×1% (83,400円)
一般	80,100円+ 【医療費-267,000円】×1% (44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

※国民健康保険においては年間所得670万円以上

70歳以上の方(老人保健対象者も含む)

平成18年10月から

現役並み所得者 (月収28万円以上 又は課税所得 145万円以上)	44,400円	自己負担 限度額	80,100円+ 【医療費-267,000円】 ×1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円	
低所得者 (住民税非課税)	8,000円	24,600円	15,000円

※国民健康保険においては年間所得600万円以上

3 食費・居住費の負担が見直されます

平成18年9月まで(月額)	平成18年10月から(月額)	
自己負担額の合計	自己負担額の合計	
うち食費+居住費	うち食費+居住費	
現役並み所得者	134,000円 (96,000円)	52,000円
一般	64,000円	52,000円
低所得者II (住民税非課税)	45,000円 (40,000円)	30,000円
低所得者I (年金受給額 80万円以下等)	25,000円	22,000円
低所得者I (老齢福祉 年金受給者)	—	10,000円

※入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸器、中心静脈栄養等)を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態、難病等の患者)については、現行どおり食料費相当のみを負担します。

4 現金給付(出産育児)の見直しを行います

少子高齢化対策の一環で、出産育児一時金が現行30万円から35万円に引き上げられます。

平成20年度から 新たな高齢者医療制度が創設されます

現在は老人保健制度で医療を受けている75歳以上の高齢者(後期高齢者)については、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たに独立した医療制度が創設されることになりました。

- 後期高齢者医療制度 75歳以上
都道府県ごとに広域連合を設立し運営されます。加入者は75歳以上の方及び65歳～74歳までの要たきりの方などです。
- 前期高齢者医療制度 65歳～74歳
国保・健保組合等の従来の制度に加入したままで、65歳～74歳の方(前期高齢者)については、会社等の退職者が国保に大量加入する事で生じる保険者間の医療費負担の不均衡を調整するしくみが創設されます。

